

令和4年度 使用済蛍光管収集・運搬及び処理・処分業務委託契約書（案）

那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）と ○○○○○○○（以下「乙」という。）との間に、那覇・南風原クリーンセンターに保管されている使用済蛍光管の収集運搬及び処理・処分業務について、次の通り契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、使用済蛍光管の収集運搬及び処理・処分業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（履行場所）

第2条 本業務の履行場所は、次に掲げる場所とする。

収集・運搬	所在地	南風原町字新川650番地
	名称	那覇・南風原クリーンセンター
処理・処分	所在地	○○○○○○○○○○○○○○○○
	名称	○○○○○○○

（履行期間）

第3条 本業務の履行期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 第1条の委託業務に対する委託料は、収集運搬業務においては1kgにつき○○円、処理・処分業務においては1kgにつき○○○円として計算する。

（消費税）

第5条 乙が請求する消費税及び地方消費税の額は、委託単価に数量を乗じて得た合計金額に対して、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び同条の83の規定に基づき算出した額（円未満切り捨て）を乗じて得た額とする。なお、消費税率については、第2条の履行場所で収集運搬及び処理・処分を完了した日の税率とする。

（支払方法）

第6条 甲は、乙から実施月ごとに委託業務の完了報告を受け、その委託業務の履行を確認した後、乙の請求に基づき、30日以内に委託料及び消費税を支払うものとする。

（委託業務の処理方法）

第7条 乙は、別紙の「使用済蛍光管収集・運搬及び処理・処分業務委託仕様書」に従い、最大の注意を払って、委託業務の履行にあたるものとし、これに伴う諸法令は遵守する。

（計量）

第8条 甲が委託する使用済蛍光管の重量は、甲の所有する計量機を用いて計量した重量とする。

（立入検査）

第9条 乙は、甲が委託業務の処理状況について立入検査が必要と認めるときは、これに応じなければならない。

(報告)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について報告を求めることができる。

(委託業務の完了)

第11条 本委託業務は、乙が使用済蛍光管を第2条に規定する履行場所で収集運搬し、処理・処分までの一連の業務が完了した時点で1回の履行とする。

- 2 1回の処理・処分に係る期間は、使用済蛍光管の受け入れ後60日以内とする。但し、事前に、甲から申し入れがある場合は、乙は処理・処分に係る期間の短縮に努めなければならない。
- 3 乙は、受入れた使用済蛍光管の処理・処分が完了したときは、実施月ごとに業務完了報告書を作成し、甲へ届け出て、甲の定める検査又は確認を受けるものとする。

(期間延長の申し出)

第12条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により期限内に委託業務が完了することが出来ないときは、甲に対しその事由を記した文書を提出して期限延長の申し出をすることができる。この場合、甲は申し出が相当と認めるときは、これを承認することができる。

- 2 前項の申し出は、期限内にしなければならない。ただし、特別の事由のある場合においては、この限りではない。

(契約保証金)

第13条 この契約に係る補償金は、那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第4条第1項第9号の規定を適用し免除とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 乙は甲の承認を得ないで、この契約に係わる権利義務を第3者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(再委託の禁止)

第15条 乙は、甲の承認なしに委託業務を第3者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。この場合において乙は、異議申し立て及び補償金等の請求はできないものとする。

- (1) 乙がこの契約を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと認めるとき。
- (2) 乙がこの契約の締結、又は履行にあたり不正な行為をしたとき。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第1号から第3号までに定める委託基準に適合しなくなったとき。
- (4) 甲が委託業務を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (5) 前各号のほか、乙がこの契約に違反しこの契約の目的を達成することができないと認められたとき。

(損害賠償)

第17条 乙は前条の規定による契約の解除により、甲に損害が生じたとき、又は受託の履行に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲が管理する建造物、器物等に損害を与えたときは直ちに原状回復、又は損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、重大な過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(作業員の災害等)

第18条 乙は、業務を行うに当たり生じた作業員の災害について全責任を持つことと、又事由のいかんを問わず甲は何ら責任を負わない。

(事故時の措置)

第19条 乙は、使用済蛍光管の収集運搬及び処理・処分途上において重大な事故が発生した時は、直ちに適切な措置を取るとともに、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

(守秘義務)

第20条 甲及び乙は、本契約履行にあたり知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、本契約の終了後も同様とする。

(協議)

第21条 この契約に定めのない事項、又は契約事項について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字新川 650 番地
那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間 幹子

乙